

## 秋田県中央南地区における秋田県漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月1日

協定認定日 令和6年3月1日

### (目的)

第1条 本協定は、秋田県漁業協同組合中央南地区に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 **クロマグロ** 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）別紙第2-1に定めるくろまぐろ（小型魚）及び資源管理基本方針別紙第2-2に定めるくろまぐろ（大型魚）をいう。
- 二 **マアジ** 資源管理基本方針別紙第2-5に定めるまあじをいう。
- 三 **サバ類** 資源管理基本方針別紙第2-16に定めるまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群をいう。
- 四 **サケ** 秋田県資源管理方針（令和2年秋田県告示483号）別紙第3-1に定めるさけ（しろざけ）日本海系群をいう。
- 五 **ヒラメ** 秋田県資源管理方針別紙第3-5に定めるひらめ日本海北部系群をいう。
- 六 **ブリ** 秋田県資源管理方針別紙第3-6に定めるぶりをいう。
- 七 **ホッコクアカエビ** 秋田県資源管理方針別紙第3-8に定めるほっこくあかえび日本海系群をいう。
- 八 **マダイ** 秋田県資源管理方針別紙第3-12に定めるまだい日本海北・中部系群をいう。
- 九 **ウスメバル** 秋田県資源管理方針別紙第3-16に定めるうすめばる日本海をいう。
- 十 **大型定置網漁業** 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第60条第3項に基づく定置漁業をいう。
- 十一 **小型定置網漁業** 法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業に基づく小型定置網漁業及び底建網漁業、秋田県漁業調整規則（令和2年秋田県規則第62号。以下「調整規則」という。）第4条第1項第9号に掲げる建網漁業をいう。
- 十二 **固定式刺し網漁業** 法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業権に基づく固定式刺し網漁業、秋田県漁業調整規則第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業をいう。
- 十三 **えびつぶかご漁業** 調整規則第4条第1項第1号に掲げるかご漁業のうちえびつぶぶを対象とする漁業をいう。
- 十四 **一本釣り漁業** 法令等により禁止されていない漁業のうち、糸と針を用いて水産動物を採捕する漁業（はえ縄漁業を除く）をいう。
- 十五 **操業** 第一号から第九号に掲げる水産資源の採捕及びそれに付随する探索、集魚、漁獲物のくみ上げその他これらに準ずる行為をいう。

### (本協定の対象となる海域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第3条 本協定の対象となる海域は、秋田県沿岸の海域とし、水産資源の種類（以下「対象魚種」という。）、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

対象魚種	漁業の種類
クロマグロ、サバ類、マアジ、サケ、ブリ、マダイ等	大型定置網漁業
サバ類、マアジ、サケ、ヒラメ、ブリ等	小型定置網漁業
ヒラメ、マダイ、ウスメバル等	固定式刺し網漁業
ホッコクアカエビ等	えびつぶかご網漁業
ブリ、ウスメバル等	一本釣り漁業

(資源管理の目標)

第4条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマグロ 資源管理基本方針別紙第2-1及び2-2に定める目標

サバ類 資源管理基本方針別紙第2-16に定める目標

マアジ 資源管理基本方針別紙第2-5に定める目標

サケ 秋田県資源管理方針別紙第3-1に定める資源管理の方向性

ヒラメ 秋田県資源管理方針別紙第3-5に定める資源管理の方向性

ブリ 秋田県資源管理方針別紙第3-6に定める資源管理の方向性

ホッコクアカエビ 秋田県資源管理方針別紙第3-8に定める資源管理の方向性

マダイ 秋田県資源管理方針別紙第3-12に定める資源管理の方向性

ウスメバル 秋田県資源管理方針別紙第3-16に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第5条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

一 以下の漁業種について、休漁日を設定する。

漁業の種類	取組内容
大型定置網漁業	1/1～4/15の間、休漁する。
小型定置網漁業	1/1～2/28の間、休漁する。
固定式刺し網漁業	11/1～11/15の間、休漁する。
えびつぶかご網漁業	5/1～5/10のうち連続する3日間休漁する。
一本釣り漁業	11月の土曜日に休漁する。

二 秋田県資源管理方針（令和2年告示第483号）に定める秋田県くろまぐろ（小型魚）漁業及び秋田県くろまぐろ（大型魚）漁業に配分された数量に到達した後においては、当該到達した日の翌日から漁期終了日までクロマグロを対象とする操業を取り止めるものとする。（ただし、漁獲可能量の追加配分等があった場合はこの限りではない。）

2 上記の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び秋田県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の内容を遵守するとともに、秋田県助言・指導・勧告指針に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）

(取組の履行確認に関する事項)

第6条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、市場伝票又は操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第7条 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第8条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び秋田県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、秋田県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第9条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について秋田県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び秋田県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。

この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間(令和6年3月1日から令和11年2月28日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第12条 法第126条第1項の規定に基づき秋田県知事にあつせんすべきことを求める議事は、参加者の3分の2以上の多数で決する。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年3月1日から施行する。